

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
広域廃棄物処理事業協議会第1回会議 会議録

日 時：平成31年4月2日（火）15：00～15：38

場 所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

出席者：木更津市長 渡辺芳邦、君津市長 石井宏子、富津市長 高橋恭市
袖ヶ浦市長 出口 清、鴨川市長 亀田郁夫、南房総市長 石井 裕
鋸南町長 白石治和

事務局：木更津市環境部まち美化推進課長 平野義視

木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室長 地引憲太郎

木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室 深津恭佑

同 上 鴻巣義朗

会議の概要

1 開 会

2 出席者紹介

3 職員紹介

4 議 事

（1）会長選出について

事務局：会長選出については、協議会規約第7条に「会長は、関係市町の長が協議して定めた関係市町の長をもって充てる。」と規定しておりますがいかがでしょうか。

袖ヶ浦市長：「建設地が決定していない中で、廃棄物処理事業準備室を設置している木更津市が、今後も引き続き、事務手続きを円滑に進めることができるよう、木更津市に協議会の事務所を置くこととしております。また、協議会の会長は、協議会が担任する事務を指揮することから、今後もスケジュールに沿った事務を遂行するため、協議会の事務所を

置く、木更津市の長が、会長職を務めることが、最も効率的であると
考えます。」

事務局：ただいま袖ヶ浦市長から木更津市長にお願いしたいとの意見がありま
したがいかがでしょうか。

(各市町長異議なし)

事務局：6市1町市町長間で協議した結果、会長には木更津市長 渡辺芳邦様に
就任していただくことになりました。

それでは、会長に就任されました、「木更津市長 渡辺芳邦様」から
ご挨拶を頂戴したいと思います。

会長あいさつ：協議会の会長を努めさせていただくことになりました木更津市長
の渡辺でございます。

広域廃棄物処理施設の建設等に向け、会長として、その職責を果
たして参りたいと考えておりますので、是非ともご協力をよろし
くお願いしたいと思います。

委員について

渡辺会長：会議に先立ちまして、協議会規約第8条の規定により「協議会の委員
は、会長以外の関係市町の長又は当該関係市町の長が指名する者をも
って充てる。」としていることから、本日出席の君津市長、富津市長、
袖ヶ浦市長、鴨川市長、南房総市長、鋸南町長を委員とすることによろ
しいか。

(各市町長了承)

(2) 職務代理の指定について

渡辺会長：会長の職務代理を指定させていただきます。

協議会規約第9条に「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、
会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。」と規定してい
ることから、会長の職務代理には、君津市長 石井宏子様をお願いした
いと思います。

(3) 審議事項 1

渡辺会長：審議事項 1 「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会会議運営規程（案）について」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：協議会規約第 15 条第 3 項に、「会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。」と規定している会議運営に関することについて、定めたものです。

主だった点として、第 2 条（基本方針）では、協議会は原則公開とするとしている。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成で、非公開とするとしている。

第 5 条（採決）では、「会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決することができる。」としている。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項 1 については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

（全員異議なし）

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

(4) 会議録署名人の指名

渡辺会長：ただいま承認になりました、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会会議運営規程第 6 条第 2 項「会議録は、議長が指名する委員 2 名が署名しなければならない。」と規定していることから会議録に署名していただく委員を指名させていただきます。

富津市長 高橋委員

鴨川市長 亀田委員

よろしく願いいたします。

(5) 報告事項 1

渡辺会長：引き続き、報告事項 1 「職員のうち主任の者（事務長）を定めることに

ついて」の報告をいたします。事務局お願いします。

事務局：協議会規約第11条第1項に規定する、職員のうち主任の者を定めたものである。主任の者（事務長）には地引憲太郎とする。

（質疑等） 特になし

（6）報告事項2

渡辺会長：報告事項2「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会傍聴要領について」の報告をいたします。事務局お願いします。

事務局：協議第1号の会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会長が、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めたものである。

（質疑等）

石井委員（南房総市長） 第2条の会議の規模とは、どういうことか。

事務局：今後、建設に係る事業者を決定していく会議では、傍聴人数を増やすことを想定している。

渡辺会長：他にはないか

（質疑等なし）

（7）報告事項3

渡辺会長：引き続き、報告事項3「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会会議録等公開要領について」報告いたします。事務局お願いします。

事務局：会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、会長が、協議会の会議録及び会議資料の公開方法に関し必要な事項を定めたものである。

会議録等公開要領第2条の規定により各市町のホームページに掲載、各市町が指定する場所での閲覧とする。

（質疑等） 特になし

（8）審議事項2

渡辺会長：引き続き、審議事項2「協議会の事務に従事する職員の定数及び市町

別の配分を定めることについて」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：協議会規約第10条第2項に、「協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市町の配分については、関係市町の長が協議により定める。」と規定している関係市町職員の配分を定めたものです。

現在、木更津市に設置してある準備室職員の配分を継続し、4月からは南房総市から1名派遣していただいた中で、協議会の担任する事務に従事する職員について、木更津市2名、君津市1名、富津市1名、袖ヶ浦市1名、南房総市1名の計6名とする。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項2については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

（全員異議なし）

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

（9）審議事項3

渡辺会長：次に、審議事項3「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規程（案）について」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：協議会規約第21条第1項に、「協議会は、この規約に定めるもののほか、その会議を経て協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。」の規定により、協議会が担任する事務を管理し、及び執行する施設の名称及び位置並びに組織構成を定めるものです。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項3については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

（全員異議なし）

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

（10）審議事項4

渡辺会長：次に、審議事項4「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会負担金に関する規程（案）について」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：協議会規約第17条第2項の規定に、「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が負担すべき額（以下「負担金」という。）の割合に関し、必要な事項を定めるものとする。」と規定し各市町の負担割合を定めるものです。

第2条に「別に協定を締結することにより定めるものとする。」とあるが、平成31年度分の負担割合を、平成31年3月26日付けで関係市町間において協定を締結した。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項4については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

（全員異議なし）

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

（11）審議事項5

渡辺会長：次に、審議事項5「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会公印規程（案）について」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：協議会規約第21条第1項の規定により、「協議会は、この規約に定めるもののほか、その会議を経て協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。」の規定により、協議会が担任する事務を管理し、及び執行していく上での会長及び職務代理者の公印に関し必要な事項を定めるものです。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項5については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

（全員異議なし）

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

（12）審議事項6

渡辺会長：次に、審議事項6「広域廃棄物処理事業6市1町部課長会議設置規程（案）について」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：協議会規約第12条の規定により、「会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。」としており、広域廃棄物処理事業6市1町部課長会議（以下「部課長会議」という。）を設置し、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「6市1町」という。）における広域廃棄物の適正処理に向け、6市1町が緊密な連絡・調整を図り、規約第13条に規定する協議会の会議に付議すべき事項の協議を行うことを目的として定めるものです。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項6については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

（全員異議なし）

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

（13）審議事項7

渡辺会長：次に、審議事項7「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約第16条第1項及び第18条第2項に係る関係市町の協議について」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：関係市町の協議により、木更津市の条例、規則その他の規程等の定めるところにより（関係市町の条例、規則その他の規程等とみなして）、協議会が、その担任する事務を関係市町の長の名において管理し、及び執行していくことを定めるものである。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項7については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

（全員異議なし）

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

（14）審議事項8

渡辺会長：次に、審議事項 8「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会プロポーザル方式実施規程（案）について」を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局：平成 31 年度事業である、アドバイザー業務に関し、事業者選定方法の検討・決定、実施方針及び要求水準書の作成・公表、特定事業の選定に係る資料作成、事業者の募集・選定・契約等に関わる支援を受けることにより、適正かつ確実に事業を実施することを目的とする。

本事業では、B O O 方式を採用し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）第 6 条に基づいて事業者から民間提案の募集を行ったが、同一事例が見受けられないことから、受注者は幅広い知識や類似実績を有していることが求められる。

よって、本業務の契約方法は価格によるものではなく、技術提案を求めることにより最適な受注候補者を特定したいことや、より広く提案を募集したいことから、指名型ではなく公募型による募集が適切であると判断したので、公募型プロポーザル方式により実施するにあたり、協議会規約第 2 1 条第 1 項の規定に基づきプロポーザル方式実施規程を定めるものである。

主だったところでは、

（審査会）

第 5 条 会長は、前条の規定によりプロポーザル方式の実施を決定したときは、当該委託等の内容に合わせて審査会を設置するものとする。

（委員）

第 6 条（委員）は、14 人以上をもって組織する。

当該委託等に関連する 6 市 1 町の廃棄物処理所管職員 1 名、廃棄物処理所管以外の職員 1 名

（提案資格要件）

第 8 条で 6 市 1 町いずれかの入札参加資格者名簿に登載された者とする。

（質疑等） 特になし

渡辺会長：審議事項 8 については、原案のとおりとすることに異議はありますか。

(全員異議なし)

渡辺会長：ご異議もないようですので、原案のとおり承認します。

渡辺会長：以上で審議事項、報告事項について終了します。

5 その他

渡辺会長：その他として何かございますか。

事務局：現在、第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員として学識経験者5名を予定しております。

渡辺会長：その他何かございますか

特にないようですので、以上をもちまして、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会第1回会議の議事を終了いたします。長時間に渡りご苦労さまでした。

(議長職を解く)

6 閉会

事務局：渡辺会長、委員の皆様、長時間にわたりお疲れさまでした。

以上をもちまして、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会第1回会議を閉会といたします。

以上、会議の顛末を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

平成31年4月23日

会議録署名人 委員名 富津市長 高橋 恭市

会議録署名人 委員名 鴨川市長 亀田 郁夫